

令和6年度第5回生駒市法令遵守委員会会議録（要旨）

日 時：令和7年1月29日（水）午前10時30分～午前11時30分

場 所：生駒市役所 3階 302会議室

出席者：【委員】 八木委員長、渡邊委員、中西委員

【事務局】 川口総務課長、酒見総務課課長補佐、葛葉総務課法制係長、金剛総務課法制係係員、飯島総務課法制係係員

会議内容：

1 令和6年度第4回委員会会議録の確認

・意見なしにより承認

2 法令遵守推進制度の運用状況（令和6年9月～12月分）について

（事務局） 資料2～4で説明。今回は令和6年9月から12月までの4か月分で、個人から7件、公職者から1件の計8件の要望等記録があり、不当要求行為が疑われるという報告はなかった。また、7月追加分として、個人から1件の要望等記録があり、不当要求が疑われるという報告があった。

（委員） 9月ぐらいから件数減っている。思い当たるふしは。

（事務局） 年度初めは同じ方からの要望が多くあったが、その方が来なくなった。あとは、みどり公園課が少なくなっている。

（委員） 短期的の傾向なのか様子を見る必要がある。また、議員からの要望が最近少ない。それはそれでいいのかもしれないが、少し気になるところ。

（委員） No.42について、不満の内容は。

（事務局） 制度についての苦情かと思って聞いていたら、そうではなくて社協職員への苦情で、市に関係のない苦情であった。

（委員） その後はどうなったのか。

（委員） 市からは社協とのセッティングはしないと回答したものの、市として対応はしてくれたのかという連絡はあったようである。

3 その他

・公益通報の取り扱いについて

（事務局） 条例における内部通報制度に関して、国の示す指針と異なる取り扱いをしているのではないかという指摘が議会であった。1点が匿名での通報に関する取り扱いで、国では匿名でも実名と同様の取り扱いを行うことを示しているが、条例では原則実名での通報を求めている。もう1点が通報後の公表に関する取り扱いで、国は個人情報の保護に配慮しつつ、通報事案の概要や調査結果の概要等の公表が例示されているが、条例では件数のみで、通報対象事実が認められない場合は何ら公表する規定がない。今後は基本的には国と同様の取り扱いを考えている。

（委員） 公益通報者保護法の改正が予定されている。自治体向けのガイドラインも改正されるだろう。法改正までまだ少し時間がかかるかもしれないが、対応が変わってし

もう可能性があるので、法改正を待ったほうがいいのではないかと思います。

(委員) 現行のガイドラインでも、実際にどう運用していいかよくわからないこともある。匿名での通報に関しては、実態としては実名と同様の取り扱いはしているということと言える。

・次回の会議は、4月30日(水)午前10時30分から開催することとした。

〔配布資料〕

〔資料1〕 令和6年度第4回法令遵守委員会会議録(案)

〔資料2〕 法令遵守推進制度の運用状況表(令和6年度)

〔資料3〕 要望等記録一覧表(令和6年9月～11月分)

〔資料4〕 要望等記録票兼報告書(令和6年9月～12月分)